

入院食事療養費の患者負担引き上げのその後の動きについて お知らせします

「全腎協ニューズレター第6号」（2014年8月8日付）にて、入院給食費を一食260円から「調理費」相当分を加えた460円のおよそ2倍へ引き上げる議論がスタートしたことをお知らせしたところ、入院給食費が自治体の障害者医療費助成制度や自立支援医療（更生医療）の助成対象にならないことから、各地から次のような声が続々と寄せられました。

▼入院給食費が増えることになればもう生活出来ない

「1カ月間も入院したら、年金のほとんどが食費に消えてしまうことになる。とてもこれでは生きていけない」「医療や介護の保険料は増える一方なのに、年金は減額されている。さらに入院食費負担が増えたらもう限界」「在宅だと介護タクシー費用負担が重く、入院すれば食費負担が重くなる。透析患者はどうしたらいいの」など悲痛な声が届いています。

▼本格的議論に入る前に要望書提出

9月19日、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会医療保険部会は、入院時食事療養費の見直しなど医療保険制度改革に関する2巡目の議論を始めました。

これに先立ち全腎協は、本格的議論に入る前に当事者の実態を訴えようと、9月1日、厚労省へ負担引き上げに反対する要望書【別紙】を提出しました。

全腎協は、従来から主張しているとおり、入院給食は、医師や管理栄養士が管理を行い、医療の一環として位置づけられているものであり、食事管理が必要な慢性疾患をもつ入院患者にこれ以上負担を強いるべきではないと考えます。

同部会は、政府・与党が年末の予算編成過程で医療制度改革を決定する時期を踏まえ、11月下旬にとりまとめを目指しています。

国会内集会など検討中

全腎協では、入院食費や障害年金、患者申出制度（混合診療）、医療・介護総合法など透析患者にとって身近な社会保障制度の「改革」が検討されている現状から、国会議員や厚労省へ患者一人ひとりの訴えを届ける国会内集会などの取り組みを検討しています。

詳細については、全腎協業務執行役員会の議論を経て具体化され次第、県組織を通してお知らせする予定です。

予告